

円満想続の3K「感謝・絆・供養」

月刊ニュースレター

想 続

Vol. 20 (2012年5月号)

発行：一般社団法人 日本想続協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 4-1-1 SHIMA 赤坂ビル 5F

TEL 03-6454-1567 FAX 020-4664-9664

E-mail info@n-sk.org (担当：内田)

☆移転のため、住所・電話番号が変わりました！

情けは人の為ならず

こんにちは。想続塾塾長・税理士の内田麻由子です。桜の季節もあっという間に過ぎ、公園ではつつじや藤が美しく咲いています。ゴールデン・ウィークには、ご家族で自然の恵みを楽しまれた方も多いのではないのでしょうか。

よく「情けは人の為ならず」といいますね。これは「甘やかすと本人の為にならない」という意味ではないですね。「人に親切にすれば回りまわっていつか自分に返ってくる」と一般的には解釈されています。私も母からそう言われて育ちました。でももう一歩進めて考えると、たとえ何の見返りがなくても「人にしてあげられること自体がすでに幸せ」なのではないのでしょうか。心に余裕がなければ、人のことを思いやることもできませんものね。

税金にも同じことが言えます。「生活保護や失業保険は甘えているだけだ。自己責任だ」という人がいますが、果たしてそうでしょうか。私たちはいまは健康でも、心身の病気や事故や災害など、いつどんな状況になるかわかりません。「いま税金や社会保険料を払っておけばいつか自分に返ってくる」と多くの人は考え、渋々ながら払っています。しかし先ほどの考え方に立てば、「税金を払えること自体が幸せ」なことではないのでしょうか。収入がなければ税金も払えません。「税金のお世話になる生活」と「税金が払える生活」と、どちらがいいのでしょうか。

もちろんできる節税はしっかりして、きちんと納税した上で、税金の使い道に目を光らせることが大切なのは言うまでもありません。ニッポン株式会社の株主として、お金も出すけど口も出していきましょう。

☆ ☆ ☆

税金ではなく寄付で社会に貢献するという方法もあります。私たちが納めた税金については、使い道をあれこれ指示することはできません。一方、寄付ならば、自分がお世話になった地域や支援したい団体を、直接応援することができます。

昨年の東日本大震災では、被災地に義援金を送った方も多くいらっしゃると思いますが、日本赤十字社などの義援金の受付は、今年の 9 月で終わってしまうそうです。先日も JR の駅で、震災で親を失った高校生達が大きな声で「あしなが育英会」の募金活動をしていましたが、多くの人は通り過ぎて行きます。

総務省の 2011 年統計（家計調査）によると、寄付金の全世帯平均額は、年間わずか 6448 円です。世帯主の年代別では、20 代が 2004 円、30 代 3209 円、40 代 5293 円、50 代 4980 円、60 代 9348 円、70 代以上で 8053 円となっています。

税務上では、国や地方公共団体、一定の公益法人や認定 N P O 法人など対象となる団体への寄付金については、法人税・所得税・相続税の優遇税制があります。

個人が支出した一定の寄付金については所得税の寄付金控除の対象になります。

また遺言書で、対象となる団体等に寄付（遺贈）した場合には、その寄付した金額については相続税がかかりません。財産をすべて子や孫に残すのではなく、日本の将来を担う若者や本当に困っている人たちを、たとえわずかでも応援することができたら素敵ですね。付言事項として、寄付の理由についても述べておけば、遺された家族にもあなたの遺志が伝わることでしょう。

相続人が相続した財産のうちいくらかを対象となる団体等に寄付した場合にも同様に、その寄付した金額については相続税がかかりません。お父様やお母様が生前にお世話になった地域や団体に、わずかでも寄付してはいかがでしょうか。

税制の優遇があるかどうかにかかわらず、寄付を通じて「人間は決して自分一人で生きられるものではない。様々なご縁をいただいて生かされているのだから、少しでも社会に恩返ししていこう」というメッセージを示すことは、愛する子や孫のこれからの人生をより豊かにしていくのではないのでしょうか。（内田麻由子）